

# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：フィリピン国ラグナ湖の洪水対策に係る情報収集・  
確認調査【有償勘定技術支援】

案件番号：19a00462

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 特記仕様書案
- 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第4章 契約書（案）

2019年8月21日

独立行政法人国際協力機構

調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2019年8月21日

### 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：フィリピン国ラグナ湖の洪水対策に係る情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：  
成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年10月 ～ 2020年5月

### 4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：【担当課、吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp】

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

## 5. 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

#### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

##### 【経過措置】

2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格
- 2) 機構が 2019 年 3 月までに付与した「整理番号」の所有者

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務

の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6. 説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2019年9月4日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口のとおり ([prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp) 宛、CC: [Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp](mailto:Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp))

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

## 7. プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2019年9月13日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参  
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りません。  
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部  
見積書 正1部 写 1部  
注) 見積書はその内訳書とともに密封してください。
- (5) プロポーザルの無効  
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
  - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
  - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
  - 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
  - 4) 虚偽の内容が記載されているとき
  - 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 8. 契約交渉権者の決定方法

- (1) 評価方式と配点  
プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点をそれぞれ技術評価点80点、価格評価点20点とします。**
- (2) 評価方法
  - 1) 技術評価  
「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%

当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下
--	-------

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

この技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格とします。

本案件は、「若手育成加点点」は適用されません。

## 2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、小数点第2位まで計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

## 3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

また、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時: 2019年10月3日(木) 16時~

2) 場所: 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 203会議室

➤ 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

### (4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

### (1) 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2019年10月15日(火)までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

## (2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

## (3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

#### (4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

### 10. 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

#### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

##### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

##### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

##### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

#### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

### 11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

#### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## （2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1 2. その他留意事項

### （1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### （2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### （3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### （4）プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば

返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 特記仕様書案

### 1. プロジェクトの背景

フィリピンは世界で最も自然災害の多い国の一つである。マニラ首都圏は、フィリピンの政治、経済、文化の中心地であるが、沿岸低地地域のため台風/暴風雨および洪水の影響を受けやすく、同地域の経済・社会活動は洪水により深刻な影響を受けてきた。フィリピン政府は洪水対策の計画策定やそれに基づく事業実施など、過去50年以上にわたり継続的にこの問題に取り組んできているが、いまだマニラ首都圏は十分な洪水対応能力を備えていない。

フィリピン政府は、フィリピン中期開発計画(2017-2022年)において、洪水リスク軽減のためのイニシアティブの継続を掲げており、具体的には洪水対策施設の設計及び維持管理基準の更新、河川情報データベースの確立と洪水氾濫源指定のベースラインデータの更新、主要18流域及び他の重要流域における洪水管理計画及び排水管理計画の更新及び策定、河川管理の調整能力の向上に言及している。また、フィリピン気候変動適応戦略(2010-2022年)において、気候変動への適応のため、適切なインフラ整備によるリスクと脆弱性の減少を掲げている。

我が国は、1970年代から40年以上に亘り、マニラ首都圏と大河川を中心に洪水対策計画の策定や円借款での実施の他、中央官庁への技術支援等、幅広い支援を行っている。JICAは河川洪水/外水対策に関し、円借款事業により1988年にマンガハン放水路が完成した後、マニラ首都圏において、1988年～1991年にかけて「マニラ首都圏洪水対策計画調査」を実施し、特に緊急度の高い事業の一つとしてパッシング・マリキナ川の洪水対策「パッシング・マリキナ川河川改修事業」を取り上げ、フィージビリティ調査、旧国際協力銀行の案件形成促進調査を経て、4フェーズに分けて同事業を実施する方針とした。現在、フェーズIV(2018年度L/A調印)の詳細設計を実施中である。

排水/内水氾濫対策に関しては、JICAは1973年の円借款「マニラ地区洪水制御・排水事業」に始まり、1989年～1994年の無償資金協力「マニラ首都圏排水路改善計画(フェーズI～II)」、2000年～2008年の円借款「カマナバ地区洪水制御・排水システム改良事業」等を通じ、河川浚渫やポンプ場・水門・排水路等の整備を支援してきた。

また、マニラ首都圏及びその周辺に位置するラグナ湖(流域面積2,920km<sup>2</sup>、湖水面積900km<sup>2</sup>)周辺に位置する西マンガハン地区の内水氾濫及びラグナ湖の水位上昇に伴う洪水対策として、JICAは、円借款事業「ラグナ湖北岸緊急洪水制御事業」(1989年L/A調印)においてマンガハン東部・西部地区の詳細設計を支援した後、円借款事業「メトロマニラ西マンガハン地区洪水制御事業」(1997年～2007年)において、西マンガハン地区における湖岸堤防の建設、排水機場の建設、樋門の設置を支援した。

しかしながら、2009年9月に発生した台風オンドイは、日雨量453mmを記録してマリキナ川沿い及びラグナ湖沿岸地域並びにマニラ首都圏の都市部に大規模な洪水被害を発生させた。「メトロマニラ西マンガハン地区洪水制御事業」で対策を行ったラグナ湖沿岸の西マンガハン地区においては、マリキナ川からの洪水の越流、内水氾濫及びラグナ湖の水位上昇の影響で低平地の約80%の住宅地区が1～3週間以上にわたり氾濫した。ラグナ湖沿岸地域では洪水対策が行われていない低平地が沿岸全域に広がっており、1か月間以上の浸水被害も生じた。ラグナ湖沿岸地域の洪水対策はマニラ中心部より大きく遅れており、その洪水対策は緊急性の高い課題となっている。

更に、ラグナ湖沿岸地域の洪水対策としては湖岸堤防の建設や排水路・排水機場の建設等の他、ラグナ湖からパラニャーケ市を通過してマニラ湾に湖水を排水し、ラグナ湖の水位をコントロールするための放水路(以下、「パラニャーケ放水路」とする)

の建設が検討されており、市街地化が進むパラニャーケ市の用地取得は困難であることから、開削工法ではなく、地下放水路とすることについて検討されている。

ラグナ湖沿岸地域の洪水対策の必要性を踏まえ、JICAでは2017年から2018年にかけて「フィリピンマニラ首都圏パラニャーケ放水路に係る情報収集・確認調査」を実施している。本調査では、過年度の調査結果も踏まえた上で、パッシング・マリキナ川流域とラグナ湖流域の一体的な治水計画に関する検討とパラニャーケ放水路の整備効果の検討などを追加で実施し、JICAによる個別有償資金協力事業の実施可能性及び協力準備調査の前提を確認するための情報収集・確認を行うもの。

## 2. 業務の目的

本業務は、パッシング・マリキナ川流域を含むラグナ湖流域を、既往洪水対策事業・計画との整合を図りつつ一体的に解析し、ラグナ湖沿岸地域全域の治水計画作成を行い、以て、JICAによる個別有償資金協力事業の実施可能性及び協力準備調査の前提を確認するための情報収集・確認を行うことを目的とする。

## 3. 業務の概要

### (1) 対象地域

フィリピン国 パッシング・マリキナ川 - ラグナ湖流域

### (2) 関係官庁・機関

公共事業道路省 (Department of Public Works and Highways (DPWH))

ラグナ湖開発庁 (Lake Laguna Development Authority (LLDA))

マニラ首都圏開発庁 (Metro Manila Development Authority (MMDA))

### (3) 本業務に関連するJICAの主な支援実績

#### ① 開発調査

・ マニラ洪水対策計画調査 (1990年)

#### ② 円借款

・ マニラ地区洪水制御・排水事業 (1973年～)

・ メトロマニラ西マンガハン地区洪水制御事業 (1997年～2007年)

・ パッシング - マリキナ川河川改修事業 (フェーズⅠ) (1999年～2000年)

・ パッシング - マリキナ川河川改修事業 (フェーズⅡ) (2006年～2013年)

・ パッシング - マリキナ川河川改修事業 (フェーズⅢ) (2012年～2018年)

・ パッシング - マリキナ川河川改修事業 (フェーズⅣ) (2019年～)

#### ③ 基礎情報収集・確認調査

・ マニラ首都圏及び周辺地域における水資源開発計画に係る基礎情報収集調査 (水収支解析等) (2013年)

・ マニラ首都圏治水計画情報収集・確認調査 (2014年)

・ フィリピンマニラ首都圏パラニャーケ放水路に係る情報収集・確認調査 (2018年)

## 4. 業務の範囲

コンサルタントは「2. 業務の目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、調査の進捗に応じ「7. 成果品等」に記載の報告書等を作成し、フィリピン国政府関係者へ説明・協議を行い、機構並びに実施機関等に提出するものとする。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 本業務の成果の考え方について

本業務には、パラニャーケ放水路の基本設計案（標準断面等）の作成および事業費・経済的内部収益率の試算といった計画・設計の基本条件の検討が含まれている。これらは通常協力準備調査（F/S）で実施するレベルのものではなく、その前段階のフィリピン政府における事業計画の検討に際して活用できるレベルのもの、本業務の後、DPWHが追加調査のフィリピン政府内での承認取得や実施を行う際の基本条件として活用しうるレベルのもの、JICAによる個別有償資金協力事業の協力準備調査の前提を確認するためのものとする。事業費の試算は、マスタープランで実施するレベルの試算に、基本設計案（標準断面等）や施設整備スケジュールを反映したものとする。

### (2) ラグナ湖沿岸地域全域の洪水対策事業の対象とする洪水、対象地区について

本業務では、流域面積2,920km<sup>2</sup>、湖水面積900km<sup>2</sup>と規模が大きいラグナ湖沿岸地域全域の洪水対策事業を検討する。

対策を検討する洪水は、ラグナ湖の水位上昇に伴う洪水、内水氾濫、ラグナ湖流域の河川洪水とし、洪水対策事業の検討においては「パッシング - マリキナ川河川改修事業」など既往事業及び計画を踏まえた検討を行う。

ラグナ湖沿岸地域全域を対象に提案する洪水対策事業、ラグナ湖沿岸地域の中での対策を行う優先地区について、氾濫許容地区、氾濫許容レベルを設定した上で最適な組合せの検討及び提案を行う。

### (3) 既往及び計画中の洪水対策事業との関係

ラグナ湖沿岸地域の水位上昇及び内水氾濫に伴う洪水対策事業としては、「メトロマニラ西マンガハン地区洪水制御事業」（1997年～2007年）において湖岸堤防の建設（10.8km）、排水機場5個所の建設（タパヤン、ラバサン、タヒグ、ハゴノイ、サン・オーガステイン）、樋門の建設、ナピンダン川の改修（土堤、パラペット堤防の建設）を実施した。

また、パッシング・マリキナ川の治水事業として、「パッシング河治水事業」においてマンガハン放水路及びロザリオ堰の建設（1984年～1988年）を実施済であるほか、マニラ洪水対策計画調査（1990年）で作成したマスタープランに基づき、「パッシング - マリキナ川河川改修事業」フェーズⅠ～Ⅳ（1999年～現在）まで実施中である。更にDPWHは他ドナーの支援などにより、パッシング・マリキナ川上流のダム及び遊水地の建設、パッシング・マリキナ川上流の河川改修等を計画している。

洪水対策事業の検討・提案においては、既往及び計画中の洪水対策事業の効果も踏まえた検討を行う。特に、「パッシング・マリキナ川河川改修事業（フェーズⅣ）」で計画している対策は、マンガハン東部地区・西部地区の洪水対策の効果が期待できることから、この効果も踏まえた検討を行うことに留意する。

### (4) 流出解析・氾濫解析における既往の治水事業・計画との関係

1988年に完成したマンガハン放水路建設の後、パッシング・マリキナ川の改修は、「マニラ洪水対策計画調査」（1990年）で作成したマスタープランに基づき、30年確率規模の洪水に対応するとして設定された計画流量に対応した改修が実施済もしくは実施中である。2009年の台風オンドイによるマニラ首都圏の大規模な洪水被害を受けて、

100年確率規模の洪水に対応するためのマスタープランの見直しの必要性が高まり、JICAは「マニラ首都圏治水計画情報収集・確認調査」（2014年）において、30年確率規模及び100年確率規模の洪水に対応する計画高水流量を設定している。

本業務で行う流出解析・氾濫解析においては、パッシング・マリキナ川を含むラグナ湖流域全体の解析を行うが、パッシング・マリキナ川についてはマンガハン放水路など既往事業・計画との整合を確保するように留意する。

#### (5) DPWHの“Laguna Lakeshore Express Way Dike Project (LLEDP)”などの開発計画の確認・検討

ラグナ湖沿岸地域の水位上昇や洪水への対策事業は、2009年に発生した台風オンドイの際に生じた浸水被害（ラグナ湖沿岸地域の広範の地域で1か月間以上など長期間にわたり氾濫）への対策として必要と考えられているほか、DPWHによるラグナ湖西岸を埋め立て、道路及び都市開発を行う計画である“Laguna Lakeshore Express Way Dike Project (LLEDP)”の推進のためにも必要とされている。LLEDPは当初計画していたPPP方式で堤防道路形式で洪水対策を行うことを取りやめ、ラグナ湖岸地域の洪水対策事業についてはDPWHの治水事業として実施し、埋立及び道路建設事業についてはPPPスキームでの別事業として実施することを検討している。

本業務でラグナ湖沿岸地域全域の洪水対策（パラニャーケ放水路を含む）の検討を行うに際しては、LLEDPによるラグナ湖岸地域の埋立計画及び道路建設計画を確認のうえ検討する。

また、ラグナ湖開発庁（LLDA）などのラグナ湖の開発計画、フィリピン埋立機構（Philippine Reclamation Authority（PRA））によるマニラ湾の埋立て計画についても確認する。

#### (6) 業務に関する多様な関係者への情報共有・意見交換

本業務では、DPWHのほか、ラグナ湖の開発を担当するラグナ湖開発庁（LLDA）、マニラ首都圏の洪水制御施設の管理を担当するマニラ首都圏開発庁（MMDA）や各地方自治体関係する。DPWHとの協議・報告のみならず、重要な事項・レポートについては、これらの関係期間への情報共有や意見交換を行うほか、必要に応じてアジア開発銀行や世界銀行との意見交換を行う。

#### (7) 検討に際しての外部有識者の活用

本業務では、JICAを通じて地下放水路の計画、整備、管理の実績を有する国土交通省等の当該分野に関する部署などから助言を得ることができる。特に助言を求めたい点があれば、プロポーザルにて提案すること。

#### (8) JICAとの協議・打合せ及び報告書案の提出等

本業務は「5 実施方針及び留意事項」及び「6 業務の内容」に記載のとおり、調査の各段階で、逐次JICAへの報告・説明・協議をすることになっている。このため、コンサルタントは以下の点に留意すること。

- ① 現地調査中に JICA 本部と打合せする場合には、JICA のテレビ会議システムまたは Web 会議システムを活用できる。
- ② JICA との協議・打合せを効率的に進めるために、打合せ資料をメール等で事前送付し、あらかじめ JICA 側が資料の内容を確認できる時間を確保すること。

- ③ JICA との協議・打合せ終了後、決定事項及び対応必要事項について速やかに議事録を作成し、JICA 側の内容の確認を受けること。
- ④ 業務の各段階において作成・提出する報告書案について、JICA 側のレビュー時間を確保できるよう、事前に JICA と提出日の調整をすること。

## 6. 業務の内容

コンサルタントは、上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務<sup>1</sup>を行う。なお、検討にあたっては、既往の報告書を参考とし、計画目標洪水は100年確率降雨とする。

### (1) 国内準備作業及びインセプション・レポートの説明・協議

- ア) 既存の関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。
- イ) 上記の結果や調査に当たって同国関係機関に対応を求める事項・質問などを取りまとめて、インセプション・レポートを作成し、JICAに提出する。
- ウ) JICAが確認したインセプション・レポートをフィリピン国関係機関に説明し、内容について協議・確認する。また、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担等について、フィリピン国関係機関と協議・確認する。

### (2) 治水・利水・土地利用・環境管理/流域保全・気候変動に関する既存計画、検討等の確認・整理

既存資料の確認、関係機関への聴取・アンケート調査等により、ラグナ湖周辺の開発計画、ラグナ湖の水収支における役割の変遷、治水計画に関する国家方針、ラグナ湖の水位と渇水被害等について情報を収集・整理し、主要計画・方針と運用の間の分析を行うとともに管理水位の設定について検討する。

### (3) マンガハン放水路からラグナ湖への流入水量、それによるラグナ湖の水位上昇、浸水域の確認

以下 ①～⑦ のケースを含め氾濫シミュレーションを行いラグナ湖への流入水量や水位上昇量等を確認する。

- ① ラグナ湖の水理条件は現況、パッシング・マリキナ流域の河道条件は現況、マンガハン放水路からラグナ湖への流入あり
- ② ラグナ湖の水理条件は現況、パッシング・マリキナ流域の河道条件は、詳細設計等実施中の河川改修事業（フェーズⅣ）終了後、マリキナダム・マリキナ川遊水地未完成、マンガハン放水路からラグナ湖への流入あり
- ③ ラグナ湖の水理条件は現況、パッシング・マリキナ流域の河道条件は、詳細設計等実施中の河川改修事業（フェーズⅣ）終了後、マリキナダム・マリキナ川遊水地完成後、マンガハン放水路からラグナ湖への流入あり
- ④ ラグナ湖の水理条件は現況、マンガハン放水路からラグナ湖への流入無し（算入しない）の場合
- ⑤ ラグナ湖に湖岸堤を設置、湖岸堤背後地の内水をラグナ湖に排水、マンガハ

<sup>1</sup> ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法等がある場合にはプロポーザルにて提案を行うことも可。

ン放水路からラグナ湖への流入無し（算入しない）の場合（湖岸堤の設置についてはフィリピンマニラ首都圏パラニャーケ放水路に係る情報収集・確認調査（2018年）の「ラグナ湖沿岸地域総合洪水管理計画案」を参考とする）

- ⑥ パラニャーケ放水路整備後、パッシング・マリキナ流域の河道条件は、詳細設計等実施中の河川改修事業（フェーズⅣ）終了後、マリキナダム・マリキナ川遊水地未完成、マンガハン放水路からラグナ湖への流入あり
- ⑦ パラニャーケ放水路整備後、パッシング・マリキナ流域の河道条件は、詳細設計等実施中の河川改修事業（フェーズⅣ）終了後、マリキナダム・マリキナ川遊水地完成後、マンガハン放水路からラグナ湖への流入あり

- (4) パラニャーケ放水路の治水効果のうち、ラグナ湖沿岸域に対する効果と、パッシング・マリキナ川流域の洪水対策における効果を整理・検討する手法の考察・提案。  
パラニャーケ放水路の治水効果として、ラグナ湖沿岸域に対する効果と、パッシング・マリキナ川流域も含めた効果が考えられる。(3)のシミュレーション結果を用いてそれぞれの効果を整理するとともに、この他に事業効果の分離のために必要なシミュレーション等が有れば、併せて実施する。

(5) ラグナ湖の利活用関係者情報収集

ラグナ湖からの取水、漁業等に関する情報を収集し、ラグナ湖の利活用と水位管理に関する情報を整理するとともに、本調査で実施するシミュレーションの水位条件を整理する。

情報収集に際しては、既往の報告書等を活用しつつ、必要と考える者への聴取またはアンケート調査等を行う。

(6) インテリム・レポートの作成

- (5) までの調査結果の概要をインテリム・レポートとして取り纏める。

(7) 感度分析による最適な施設規模の組合せの確認

感度分析に用いる条件は、

- ⑧ ラグナ湖に湖岸堤を設置、湖岸堤背後地の内水をラグナ湖に排水、パッシング・マリキナ川流域で予定されている全ての治水事業が完成後とする。

感度分析は、ラグナ湖のDFL（Design Flood Level、本邦におけるHWL）を変数とし、それに対応して必要となる湖岸堤、排水機場、パラニャーケ放水路等の施設規模を確認する。但し、パラニャーケ放水路の規模は、少なくとも(3)②の水位上昇分を相殺もしくは十分に緩和できる規模とする。

また、感度分析で設定した各ケースについて、評価指標を設定し考察する。評価指標は、事業費、運用・維持管理費、事業完成に要する期間、住民移転数、その他のメリット・デメリット等とし、これらを踏まえてフィリピンの政策等も踏まえつつ考察し、最適ケースを選定する。

なお、事業費についてはパラニャーケ放水路の吐き出し口周辺の影響緩和策や湖岸堤整備に伴う排水機場・水門等に関連するコストも含めて検討する。

(8) 基本設計案の再整理と維持管理費の試算

「フィリピンマニラ首都圏パラニャーケ放水路に係る情報収集・確認調査（2018年）」を参考とし、パラニャーケ放水路の基本設計案（標準断面等）を作

成する。基本設計案には、放水路の線形案、管延長、管径、埋設深度、ラグナ湖からの取水施設及びマニラ湾への排水施設等の関連構造物の設計条件の整理を含める。

また、パラニャーケ地下放水路及び関連施設の維持管理費の試算を行う。出水後の汚泥排出費用や定期清掃費用など必要な維持管理費用の試算を行う。複数の機関が維持管理を担当する場合には、関係機関ごとの費用分担案についても提案を行う。

(9) コンポーネントの実施手順を検討する

(8) までの調査結果を踏まえ、治水計画上の観点、防御対象区域の優先順位等の観点を踏まえて、最適な事業実施手順を考察・整理する。

(10) 事業の経済効果（EIRR、B/C）の再整理

(9) までの調査結果を踏まえ、経済指標（EIRR、B/C）を算出する。

その際に、必要な氾濫シミュレーションを行う。経済指標は、本計画の全コンポーネント完成後の評価、一部を実施した場合の評価、気候変動を含めた評価など、パラニャーケ放水路を適切に評価するために必要な設定で算出する。

費用及び便益の算出に当たっては治水経済調査マニュアル(案)（平成17年4月国土交通省）に記載の手順に沿って検討するが、参考としてラグナ湖の洪水特性等を踏まえた検討も行う。

事業費の試算に際しては、用地取得（補償）、土木工事、その他事業に必要とされるすべての費用を検討するものとし、その方法、過程、対象項目、ベースコスト値、考慮すべき物価上昇率等を明確にする。設計数量及び積算の資料は、バックデータをレポートの別資料として提出することとし、今後の別調査等において第三者がレポートのみでコスト積算ができるように留意する。

(11) 気候変動適応策の概略検討

(7) で求めた最適ケースについて、気候変動の影響を分析する。影響分析では、強大化した台風が一定期間内に連続する可能性も含めて検討する。上記の気候変動への影響に適応するため、(7) で確認した最適ケースに追加・拡張を加えるオプションを検討する。

(12) 非構造物対策の再整理

これまでにフィリピン及びドナー等関係機関によりラグナ湖流域で実施された、非構造物対策の計画及びその現状を分析し、洪水対策の現状の評価を行う。ラグナ湖沿岸低平地開発の規制、ハザードマップの作成、地域防災計画の策定、住民向け防災啓発活動、簡易型洪水発令システムなど、ラグナ湖流域における洪水対策として効果的と考えられる非構造物対策を再整理する。

(13) 「ラグナ湖流域における治水計画案」の再整理

(12) までの調査結果をもとに関係者と協議のうえ、計画の目標、洪水対策事業の内容、氾濫許容区域等について認識を共有し、「ラグナ湖流域における治水計画案」を再整理する。

(14) パラニャーケ放水路の操作規則の検討

パラニャーケ放水路の操作規則について、ロザリオ堰、ナピンダン堰なども含めた一体的な操作規則を検討する。

検討に際しては、2009年台風オンドイ時の水理現象を踏まえた検証やパッシング・マリキナ川の整備状況を踏まえた検証を行う。

(15) ラグナ湖の持続可能な開発・保全に関するパラニャーケ放水路整備事業の位置づけ整理

ラグナ湖に関する環境管理・保全、気候変動等に関する既存の計画及び(14)までの調査結果を踏まえ、ラグナ湖の持続的な開発・保全に関するパラニャーケ放水路整備事業の位置づけを整理する。

(16) パラニャーケ放水路の事業効果の提示方法の検討及び提案

パラニャーケ放水路建設事業の事業効果を分かりやすく提示するための検討を行う。事業効果の提示方法の検討にあたっては、経済的指標のみならず、浸水被害解消面積などの事業効果を端的に表現できる指標の検討及び提案を行い、事業効果を説明する資料を作成する。

説明資料は、更に調査・事業を進めるためのフィリピン国内での説明を念頭に作成する。

(17) ドラフト・ファイナル・レポートの作成・説明・協議

(16)までの調査結果を、ドラフト・ファイナル・レポートとして取り纏める。

ドラフト・ファイナル・レポートの作成にあたっては、事前にJICAと内容について協議し、必要な修正を行った上で、JICAの了解を得てから、フィリピン側関係者に提出・協議を行う。

(18) ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対するフィリピン側関係者及びJICAのコメントを反映させ、ファイナル・レポートを作成し、JICAに提出する。

## 7. 成果品等

### (1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下の通り。このうち、本契約の成果品は下記 エ) ファイナル・レポートとする。各報告書へ記載する内容は、「6. 業務の内容」を参照。

各報告書についての同国政府に対する説明・協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得ること。JICAへの事前提出にあたっては、JICAが内容を確認するための十分な時間を確保すること。

それぞれの「提出時期」は、事前のJICAとの協議結果が反映され、JICAが了承した内容の報告書提出の時期とする。

なお、製本版を作成する エ) ファイナル・レポート以外の報告書については、以下に示す部数はJICAへ提出する部数であり、フィリピン国実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

ア インセプション・レポート (IC/R)

提出時期：業務開始時（2019年10月下旬を想定）  
部数：英文16部（JICA6部、フィリピン国関係機関10部）  
和文6部（JICA6部）  
電子データ

イ インテリム・レポート（IT/R）  
提出時期：2019年12月上旬  
部数：和文6部（JICA6部）  
電子データ

ウ ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）  
提出時期：2020年3月上旬  
部数：英文16部（JICA6部、フィリピン側関係機関10部）  
和文6部（JICA6部）  
電子データ  
※ドラフト・ファイナル・レポート案は2月中旬を目途  
にJICAに提出する。

エ ファイナル・レポート（F/R）  
提出時期：2020年4月中旬  
部数：英文13部（JICA6部、フィリピン側関係機関10部）  
英文（製本版のCD-R）13部  
（JICA3部、フィリピン側関係機関10部）  
和文（製本版）8部（JICA）  
和文（CD-R）3部（JICA）  
※ファイナル・レポートには、冒頭に要約を記載する。

## (2) その他の報告書類

ア 業務計画書  
記載事項：共通仕様書の規定に基づく  
提出時期：契約締結後10日以内  
部数：和文6部（簡易製本）

イ 業務実施報告書  
ファイナル・レポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書  
記載事項：  
① 最終報告書の概要  
② 活動内容  
調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述  
③ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（調査体制、実施手法等）  
提出時期：業務終了時  
部数：和文3部（簡易製本）

ウ 業務月報  
提出時期：各月の最終日  
部数：1部

- エ 協議・打ち合わせ記録  
提出時期：各協議・打合せ後  
部 数：電子データで提出
  
- オ 収集資料リスト  
記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト  
提出時期：業務終了時  
部 数：1部
  
- カ デジタル画像集  
記載事項：対象サイト等のデジタル画像  
提出時期：ファイナル・レポートと同時提出  
部数 : CD-R 2枚

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務: 治水計画にかかる各種調査業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

▶ 業務主任者／治水計画

▶ 水文・水理解析

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／治水計画）】

a) 類似業務経験の分野: 治水計画にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域: フィリピン国及びその他全途上国

c) 語学能力: 英語

【業務従事者: 担当分野 水文・水理解析】

a) 類似業務経験の分野: 水文・水理解析にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域: フィリピン国及びその他全途上国

c) 語学能力: 英語

### 2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2019年10月下旬より業務を開始し、2020年4月中旬の終了を目途とする。  
各調査報告書作成時期の目途は以下の通り。

- (1) インセプション・レポート (IC/R) 2019年10月下旬
- (2) インテリム・レポート (IT/R) 2019年12月上旬
- (3) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R) 2020年3月上旬
- (4) ファイナル・レポート (F/R) 2020年4月中旬

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 11.3人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者/治水計画 (2号)
- ② 排水計画
- ③ 水文・水理解析 (3号)
- ④ 施設設計
- ⑤ 施工計画
- ⑥ 積算
- ⑦ 環境社会配慮
- ⑧ 経済分析

(3) 現地再委託

本業務においては、現地再委託は特に想定していない。但し、必要と判断する場合は、以下の点に留意の上、プロポーザルでその必要性および委託業務内容について説明すること。

- 1) 現地再委託については、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。
- 2) プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札など)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこととする。

(4) 対象国の便宜供与

特に無し

(5) 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

### 3. プロポーザル作成の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。

また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\\_qcbs.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html))

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。

(4) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇄マニラ（PR, JL, NH）

## 6. 配布資料／閲覧資料等

### (1) 公開資料

1) マニラ首都圏治水計画情報収集・確認調査 ファイナルレポート  
(2014年5月)

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12152112\\_01.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12152112_01.pdf)

2) フィリピンマニラ首都圏パラニャーケ放水路に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート（2018年5月）

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/618/618/618\\_118\\_12308268.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/618/618/618_118_12308268.html)

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>(34)</b>	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① <u>業務主任者の経験・能力： 業務主任者／治水計画</u>	<b>(34)</b>	
ア) 類似業務の経験	13	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	6	
エ) 業務主任者等としての経験	7	
オ) その他学位、資格等	5	
<b>(2) 業務従事者の経験・能力： <u>水文・水理解析</u></b>	<b>(16)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

## 第4章 契約書（案）

### 業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 ラグナ湖の洪水対策に係る情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】
- 2 対象国名 フィリピン
- 3 履行期間 2000年00月00日から  
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円  
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### （契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「契約約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

#### （監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 地球環境部防災グループ防災第一チームの課長
- (2) 分任監督職員 : なし

#### （契約約款の変更）

第3条 本契約においては、契約約款のうち、次に掲げる条項については、契約約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算  
第5項第1号を削除する。

#### （共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」を削除し、「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS対応新方式)(2019年4月)」を挿入する。

- (2) 第27条 航空賃の取扱い  
本条を削除する。

**【オプション1：部分払を設定する場合】**

(部分払)

第〇条 業務実施契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成  
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成  
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

**【オプション2：契約履行期間を分割して契約書を締結する場合】**

(契約の分割)

第〇条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、付属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第〇期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
- (2) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
- (3) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月

2 発注者及び受注者は、付属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第〇期及び第〇期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

**【オプション3：詳細設計業務の場合】**

(瑕疵担保等)

第〇条 発注者は、業務実施契約約款第13条第4項に基づく成果品の引渡しを受けた後において、当該成果品に瑕疵があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項において受注者が負うべき責任は、業務実施契約約款第13条第2項及び第3項並びに第17条第3項及び第4項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、業務実施契約約款第13条第2項及び第3項並びに第17条第3項及び第4項の規定による検査の合格の日から3年以内に行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、成果品の瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことのできる期間は、検査合格の

日から10年とする。

- 5 発注者は、成果品の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を遅滞なく受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 6 第1項の規定は、成果品の瑕疵が発注者の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその指示等が不相当であることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

(一括確定額請負)

第●条 以下の各号に示す部分業務については、契約約款第14条の規定にかかわらず、以下の各号に示す成果品が契約約款第13条に規定する確認検査に合格したことをもって、付属書Ⅲ「契約金額内訳書」に規定する金額を確定し、支払の請求を行うことができるものとする。

(1) ○○○の水理模型実験(特記仕様書第○条(●)参照)

成果品: ○○○水理模型実験最終報告書(特記仕様書第●条(△)参照)

(2) ■■■■■設計業務(構造)(特記仕様書第○条(●)参照)

成果品: ■■■■■にかかる技術仕様書及び設計図面(入札図書案の一部)  
(特記仕様書第●条(■)参照)

注) ランプサム(一括確定額請負)型を一部業務に適用した場合、当該一部業務に対する(確定)報酬額は、付属書Ⅲ「契約金額内訳書」において、「確定金額請負分」の項目を追加で設けた上で、当該(確定)報酬額を記載することとします。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

## 業務実施契約約款

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan\\_201808.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan_201808.pdf)

---

[附属書 I ]

## 共通仕様書

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「附属書 I（共通仕様書）」をご参照下さい。  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/ku57pq00001mp316-att/attach01\\_201805.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/attach01_201805.pdf)
-